

平成19年10月16日

各 部 ・ 課 長 殿

笠岡市長 高 木 直 矢

平成20年度予算編成について（通達）

我が国の経済状況は、世界経済の着実な回復が続くなか、企業の収益性の向上が家計部門に波及し、個人消費が持ち直している状況が続いており、原油価格の高騰や株式の下落等を背景とした円高基調に留意する必要があるものの、今後も民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれている。しかし、国、地方の財政は公債費の増加により、依然として厳しい状況にあり、本市においても、未曾有の財政危機が続いていることに変わりはない。

このような状況の中で、本市の主要な財源である市税は前年度ベースが見込めるものの、地方交付税については、本年7月に閣議決定された『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007』によると、引き続き、揺るぎない歳出改革を進めることから、今後についても減少を見込まざるをえない状況である。

本市においては、平成15年度に策定した笠岡市財政健全化計画を毎年度、見直しを行うことにより、行財政改革への取り組みを加速させており、この間、計画に掲げた目標を大きく上回る成果をあげてきたところであるが、国の三位一体の改革の影響などから一般財源が大幅に減少しており、財政状況は依然として厳しい状況にある。

一方、「みんなで築く生活元気都市」を目指すべき都市像とする第5次振興計画に基づき、本市の特性を生かしながら、引き続き市民の視点に立ち、市民の行政への満足度を上げ、市民が元気で生活することができるまちづくりを持続的に進めなければならない。

平成20年度の予算編成にあたっては、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき適切な対応を図る必要があることから、同法に規定する4つの財政健全化判断比率について、今後国から示される健全化基準を踏まえ、予算編成に取り組みなければならない。（別紙参照）そのため、「予算の枠配分」を継続し、庁内分権による予算編成権限の移譲により、全職員が予算編成の基本である「歳入に見合った歳出」を再認識し、全職場で市民の理解が得られるよう自らの判断で事業の取捨選択と創意・工夫をするとともに、経費節減を図り限られた財源を効果的・効率的に活用した予算編成に取り組むこととする。

地方の生き残りが問われる競争の時代の中で、この危機的状況を乗り越え持続可能な財政構造を構築し、市全体の均衡ある発展を実現するために最善の努力をはらわれたい。

予 算 編 成 基 本 事 項

1 全般的事項

(1) 骨格予算の編成

平成20年度は、市長・市議会議員選挙が行われるため、主要施策については改選後の新たな施策方針を待つこととし、当初予算は骨格予算を編成するものとするが、予算見積は従来どおり年間予算として要求すること。

したがって、年間の事業計画等を慎重に検討のうえ、適切な見積を行い、年間を通じて予見できる収入及び支出はすべて当初予算に計上すること。

(2) 限られた財源を重点的・効率的に配分し、活力ある福祉都市を築くために平成20年度の予算要求基準は、次のとおりとする。(重点的分野については、平成20年度重点政策「骨太方針」を参照のこと)

① 笠岡市財政健全化計画、公債費負担適正化計画及び公営企業経営健全化計画の基本方針に基づき、掲載している具体的方策の実施を図ること。特に経常的経費については、現在進めている事務事業・行政評価システムの活用を図り、あらためてその必要性を成果面、コスト面等、ゼロから分析し、既存事業の廃止、縮小、整理・統合をすすめ、事業の重点度、優先順位の高いものから実行に移すこと。

② 枠配分方式を引き続き採用する。歳入一般財源額を各部署へ配分し、その枠内での予算編成・査定の特権と責任を各部長等へ移管する。各部署の自主性・自立性を高め、施策目標の達成に対する成果と責任の明確化を目標とする。

- ・一般財源配分額の対象は一般会計とする。一般会計以外の会計では、一般財源等が一般会計からの繰出金や負担金、補助金となることから、徹底的に一般会計の負担を圧縮することで、全会計にわたる節減が可能となる。なお、下水道事業特別会計については、下水道事業経営健全化計画を受け、起債の発行額と繰入金の上限設定を平成19年度から設定しているので注意すること。

- ・一般財源配分額の各部署間流用は可能とする。

- ・各部署枠配分額は、歳入一般財源総額から下記③～⑤に係る一般財源を除いた額とするが、その決定については、事務事業ごとの施策評価を反映させる。

- ・各部署への一般財源配分方法は、平成19年度当初予算に係る一般財源から特殊要因等を除いた「通常分」の額を基礎数値として按分を行う。

・企業部署，一部事務組合の所属部は，下記のとおりとする。

政 策 部	
総 務 部	市民病院事務局 経理課（水道会計分） 西南水道
市 民 部	西部衛生組合 西部環境組合 老人ホーム組合
建設産業部	
上下水道部	経理課（下水道会計分）
教育委員会	中学校組合
	会計課 議会事務局 行政委員会 地区消防組合

※部に属さない単独課は，見積課単位の配分とする。

③ 主要事業枠

大規模事業等の主要な事業は，「主要事業枠」として所要の一般財源について別枠で確保する。主要事業枠への採択は，笠岡市としての優先順位や重要性，事務事業評価結果等を考慮し，庁議に諮り市長決定とする。ただし，主要事業でも事業内容の見直しは必要であることから，確保される一般財源は，前年度実績見込額及び事業計画額の97%で低い方の額とする。

④ 政策・重点化枠

単年度のみの新規事業で，次のいずれかに該当するものを「政策・重点化枠」として採択し，所要の一般財源について別枠で確保する。

- ・平成18年度実施の市民意識調査により「強化領域」に位置付けられた事業
- ・平成20年度重点政策「骨太方針」に掲げられている◆定住促進政策，◆行財政改革の推進，◆土地利用活性化政策，◆福祉のまちづくり政策，◆安全・安心のまちづくり政策，◆教育と人づくり政策の分野で，政策として重点的に予算付けが必要な事業

単なるばらまき補助や団体運営補助は対象外である。なお，政策・重点化枠一般財源総額は5,000万円以内とする。 広く各課から事業募集を行い，庁議に諮り市長決定とする。

⑤ 特殊要因

義務的経費等や長期債務負担設定分は、削減が不可能な経費として「特殊要因」扱いとし、所要の一般財源について別枠で確保する。

特殊要因対象事業は下記のとおり。(特殊要因申請書は別紙P12参照)

義務的経費等	公債費 定年退職手当(退職手当準備基金積立金を含む)
	扶助費法定分 特別会計保険給付費法定分(一般計出ベース)
	他会計公債費(一般計出ベース) 他会計定年退職手当(一般計出ベース)
	県営事業負担金 単市選挙費 市町村総合事務組合負担金(非常備消防)
長期債務負担設定分	償還助成利子補給 干拓負担金3事業 <u>長期継続契約対象経費</u> 教員住宅購入費 職員住宅賃借料

(3) 事務事業評価チームへ提出した事務事業については、その評価結果によることとするが、「強化領域非該当」「骨太方針非該当」となったものは評価結果による見直しが必要となっております、担当課の見直し案を反映させること。

(4) 市民要望の実施事業の選択にあたっては、市民生活に直結した緊急度の高い事業を優先し、実施手法・財源的な事業手法等を十分検討し、的確に応えうる施策の展開に努めること。なお、新規施策は、安易に単独事業とせず、補助事業等としての調査・検討を十分に行うこと。

一方、存続する意義の薄れた事業や投資効果の少ない事業については、積極的に廃止・縮小を行うこと。

(5) 第5次笠岡市行政改革実施計画を着実に推進し、施策体系における位置付けを明確にすること。

(6) 既定の事業計画等であっても、将来の財政運営との整合性を考慮し、長期的、総合的な展望の下に、単年度に財政負担が集中しないよう可能な限り平準化を図ること。

また、事業実施に伴う後年度の財政負担を明らかにするとともに、新規施策はもとより、既存の事業についても可能な限り終期を設定すること。

(7) 各事務事業について、市民協働の観点から民間との役割分担にも留意し、市の果たす役割を明らかにすること。

(8) 従前の予算、決算における議会の要望事項を反映すること。

2 歳入に関する事項

(1) 基本的事項

- ・ 歳入全般にわたって、各種資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ経済の見通し、国、県の予算編成に十分留意すること。
- ・ 国、県支出金については、国の補助金等の整理合理化、県の行財政改革により変更が予想されるところであり、特に注意すること。

(2) 市 税

今後における経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込みを算定すること。

また、賦課徴収事務の合理化、課税客体の完全な把握と徴収率の向上に努め、積極的に税収の確保を図ること。

(3) 国・県支出金

国・県の予算の動向を十分把握するとともに、本市の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについて実施すること。計上にあたっては、関係機関との連絡を密にし、国・県補助制度の変更等を的確にとらえ、確実な収入見込額とすること。

(4) 財産収入

財産管理の適正化と運用の合理化に努め、保有価値の少ない処分可能な財産、物品等については積極的に整理し、収入の確保を図ること。特に財産貸付が長期化しているものは、売却処分すること。

(5) 市 債

市債償還が後年度への負担となり、財政硬直化の大きな要因となることを十分認識し、計画的な活用を図ることを基本として、適債事業を厳選し正確に算定すること。

充当率は別紙(P18)のとおりとする。なお、財源対策債を含んだ充当率とし、算出基礎欄へ通常分と財対分を明記すること。

財政健全化計画の中で市債全体の総額を15億円以内と規定していることから、事務事業評価対象ハード事業については、市債借入額の目標額を財源対策債を除き4億円以内とする。その事業選択は事務事業評価チームに委ねる。事務事業評価対象外事業については、目標額を財源対策債を除き上限を4億円以内とする。別紙(P17)起債額積算表により、4億円を超過した場合は、担当部長等で協議を行い、枠内への圧縮を図ること。

(6) その他

市税、使用料、負担金等に係る過年度未収金については、整理計画を立て、収納対策本部での取組みもあわせ、その完全回収に努めること。

3 歳出に関する事項

(1) 基本的事項

- ・ 事務事業のコストを常に意識し、行政の守備範囲・住民との協働を模索し、住民サービスと負担の公平確保、節減合理化に努めること。
- ・ 新規事業については、総合的、長期的観点から特に必要性、緊急性、行政効果、財政負担等を十分検討し、その実施にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるよう工夫に努めること。
- ・ 国、県補助金等が廃止・縮小されるものは、当該事業もあわせて廃止・縮小すること。
- ・ 平成14年9月10日付、「グリーン購入の推進について」及び「地球温暖化対策実行計画」により、環境負荷の低減に努めること。

(2) 節別留意事項

① 人件費

給与費の算定については、11月末に配付される職員課からの算出資料等を参考に見積もること。

報酬については、新規分は要求書積算欄に根拠条例を明記のこと。

イベント・行事に係る時間外勤務等については、代休日の取得を基本とする。

各会計における退職手当については、定年退職分は当初予算での措置とする。また、一般会計の定年退職手当は、「退職手当準備基金」により、年度間の平準化を図ることとする。

② 賃金

臨時業務がある場合でも、業務内容・人員・日数等を十分精査し、可能な限り事務の合理化等に対応すること。単価については、現行単価とする。

嘱託職員に係る給料手当は、「賃金」の細節「嘱託職員賃金」で要求する。

臨時職員に係る賃金は、一般会計について、病休・産休・育休代員を除き、各部署の予算要求・措置となっている（H17から）。なお、社会保険料は従来どおりとする。

③ 旅費

同一事業に係る出張は1名とし、定例的な大会・研修会等の形式的な出席は控えること。

④ 需用費

・ 消耗品費

消耗品等については、可能な限り部単位やフロア単位の一括管理とし、経費節減すること。

コピー代及び郵便料は、各部主務課での予算措置とする。

・ 食糧費

日当、費用弁償等を支出している会議等の茶菓子及び昼食は、再検討するとともに、会議時

間等の調整により最小の経費を計上すること。

⑤ 委託料

- ・定例的に委託している事業について、安易に前年度実績にとられることなく、ゼロベース予算の考えで委託内容を必ず精査・再検討し計上すること。
- ・長年、随意契約となっているものは、競争原理の導入や長期継続契約への検討などを進めること。
- ・測量設計等については、極力、職員で行い最小の経費で計上すること。
- ・民間への委託が可能と認められる業務は、事業効果、経済効果を検討した上で積極的に委託すること。
- ・基幹系電算委託業務は、行革IT推進課が査定・通知する額とする。基幹系、各課業務系の新規電算委託業務も行革IT推進課の評価・査定となることから、早めに協議検討すること。

⑥ 工事請負費

- ・民間の建設コストや他都市の状況と比較し、割高となっている工事のコスト縮減に取り組むこと。
- ・補助事業については、補助率・額の改廃に留意し、関係機関と連絡を密にし、年度途中で大きな変更のないよう特に注意すること。
- ・予算要求額は、原則として概算設計に基づいて対応するとともに過小、過大な設計内容とならないよう特に注意すること。
- ・部長調整費としての地域振興費は、各部主務課から工事請負費で要求のこと。

⑦ 備品購入費

買替備品については、購入年月日等参考事項を記入すること。

購入価格が3万円未満のものは、需用費の消耗品費で計上のこと。

参考図書にあっては、追録が必要なものは原則として認めない。

パソコンの購入は、行革IT推進課の要求単価にあわせ、一括入札に参加すること。

⑧ 負担金補助及び交付金

行政の守備範囲を明確にし、公共性・必要性・行政効果等全面的な見直しを行い、被交付団体の事務事業の実態を把握し、総合的な見地から廃止・縮小・統合等、整理合理化を積極的に進めること。

なお、協議会等への会費・負担金については、徹底的に見直し、食糧費等を含む場合は、事務局と協議して減額すること。

4 普通建設事業に関する事項

- (1) 計画的な事業実施を基本として、1年目は全体計画、他との関連、投資効果、位置の決定、完成後の管理運営方法について検討し、2年目は新たに用地を必要とするものは確保し、また、許認可等の見通しを立て、3年目で工事を施工するという基本方針に基づいて計画すること。
- (2) 各種施設の建設事業については、用地の有効利用、管理運営経費の軽減を図り、施設の果たす機能、完成後の運営方法を明確にすること。
- (3) 工事施工年度前の実施設計については、特定財源が確保できる場合に限り行うこと。
- (4) 補助事業等の事務費については、人件費を最大に設定し、需用費、役務費等の経常経費にも充当すること。
- (5) 毎年度、多額の繰越事業が発生している担当課については、年次的にその解消を図ること。
なお、前々年度繰越事業で起債単独事業、単市単独事業に係る工事請負費の2分の1を、各部要求書提出後、財政査定で減ずる。
- (6) 土地開発公社・土地開発基金で用地先行取得しているものは、事前に関係課を含めて財政課と協議のうえ、買い取り計画を策定すること。
- (7) 事務事業評価対象ハード事業については、一般財源の上限を3億5,000万円とする。事業選択は事務事業評価チームに委ねることとする。

5 特別会計、企業会計、一部事務組合に関する事項

予算編成にあたっては、一般会計に準じて編成するものとするが、独立採算を基本として、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう、事業会計等としての認識を新たにし、経営の簡素合理化・効率化に努めるとともに、積極的に歳入の確保を図り、健全な運営に努めること。

6 財政査定の考え方

一般財源枠内での予算編成・査定の権限を各部長等へ移管したことに伴い、財政査定は次の項目について査定を行う。

- ・ 地方財政対策等、制度変更による修正
- ・ 予算編成方針からの逸脱、無理、無駄のチェック
- ・ 積算単価の妥当性チェック、庁内の整合性、統一化
- ・ 予算費目、計算誤りの修正
- ・ 不足資料の要求、追加
- ・ 伺済み方向決裁や施策方針に反する事務事業のチェック
- ・ 総合的、全体的予算調整

変更点及び注意事項

1 編成方針留意点

(1) 枠配分方式（基本的にはH19枠配分方式からの大きな変更点はありません）

H20

歳入一般財源				
各部署枠配分	別枠確保分			
	主要事業枠	政策重点化枠	特殊要因	調整枠

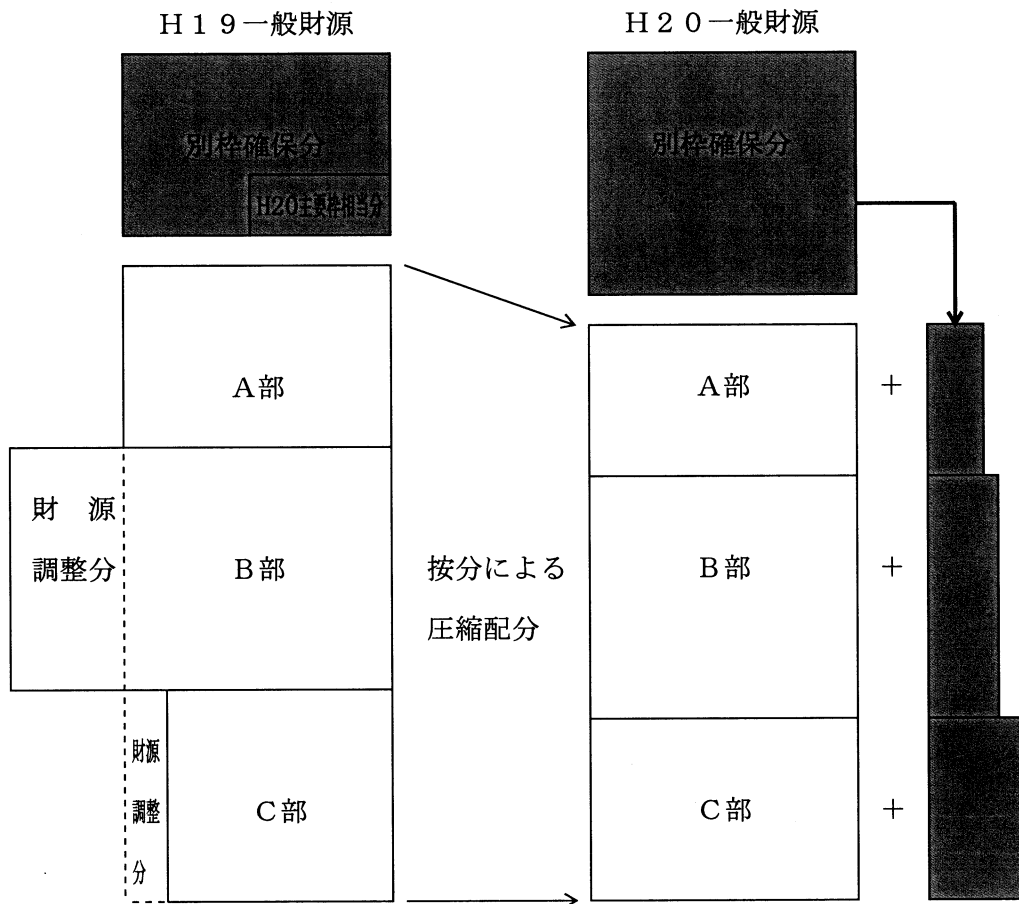
↓	↓	↓	↓	↓
H19当初予算	各部申請5件程度	市民意識調査	義務的経費等	税源移譲, 制度変更
通常分の割合で按分	単独課申請1件程度	「強化領域」事業	長期債務負担設定分	等による調整用枠
<u>(一般財源が不足する場合</u>	採択の97%確保	<u>骨太方針事業</u>		
<u>体系別事務事業ごとの施策</u>				
<u>評価により傾斜配分を</u>				
<u>行います)</u>				

財源調整

- ・臨時職員賃金予算調整（職員課 → 各見積課）
- ・部間流用したもので仕事に移ったものは、流用したままとする
- ・一部組合負担金の笠岡市負担率に応じた加算措置を行う

(2) 各部署への枠配分方法

- ① H19当初予算がベース、H20の一般財源から別枠確保分の一般財源を除く。
- ② さらに、残ったH19当初予算から前頁の財源調整を行う。
- ③ 上記②の部合計又は単独課合計により、①のH20一般財源を按分。
- ④ 按分したH20の一般財源にH20別枠確保分を加える。



(3) 特殊要因申請の留意点

- ① 特殊要因は別枠として全額確保されるので、扶助費法定分、保険給付費法定分は過大見積をしないこと。
- ② 一組会計、病院会計は、11月中に定年退職手当を直接、職員課に聞くこと。
- ③ 県営事業負担金は、県営事業の縮小傾向を考慮し年間所要額を推計すること。
- ④ 申請額は、一般会計支出分及び一般会計支出ベースである。

(4) 主要事業枠申請の留意点

- ① 庁内から、予算編成手法に対する意見等を募集し、その中で政策的重点項目の財源措置の問題

が従来から指摘されている。問題解決には、本来は「政策評価」を行うべきであるが、時間的な関係から今回の設定とした。今後は「行政評価」及び「政策評価」等のシステムが構築された段階でリンクさせていきたいと考えている。

②主要事業枠への採択及び件数は、従来どおりとする。

③確保される一般財源は、前年度実績見込額及び事業計画額の97%で低い方の額とする。

(5) 政策・重点化枠申請の留意点

①既に通知済みの事務事業評価記載要領等によること。

②政策・重点化枠一般財源総額は5,000万円以内とし、事業採択は事務事業評価を経て、市長決定とする。

③市民意識調査により「強化領域」に位置付けられた事業

④平成20年度重点政策「骨太方針」に掲げられている◆定住促進政策、◆行財政改革の推進、◆土地利用活性化政策、◆福祉のまちづくり政策、◆安全・安心のまちづくり政策、◆教育と人づくり政策の分野で、政策として重点的に予算付けが必要な事業を優先的に採択したいと考えている。

(6) 政策的経費等削減調書の留意点

①枠配分の中で、やむを得ず削減する政策的経費等については、見積課で事前に関係団体・市民グループ等と十分協議を行って、予算要求をすること。

②市民サービス等への影響が大きいものを市長決定し、事業復元を図ることとするが、その必要一般財源は、別枠確保されないので注意のこと。

(7) 歳入歳出予算要求の変更点

①職員課からの人件費明細等は、11月末に配付される。

②退職手当準備基金の繰入・予算積立は職員課が行う。利子積立は従来どおり財政課が行う。

③臨時職員賃金は、一般会計について、病休・産休・育休代員を除き、各部署の予算要求・措置に変更している。(H17から)ただし、病休・産休・育休代員でも補助事業等で算定しているものは従来どおり。

④消耗品等は部単位やフロア単位の一括管理とし、事業事務費以外は予算集中を図ること。

⑤繰越金の当初予算使用額は5,000万円以内とする。